

改正気候変動適応法の法施行（令和6年4月1日）について

令和6年1月18日

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

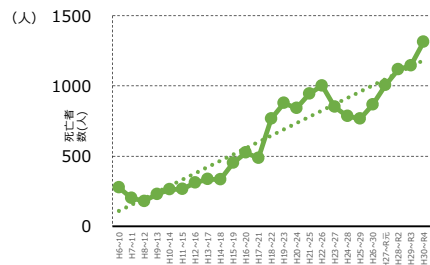
公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温の発生リスクも増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



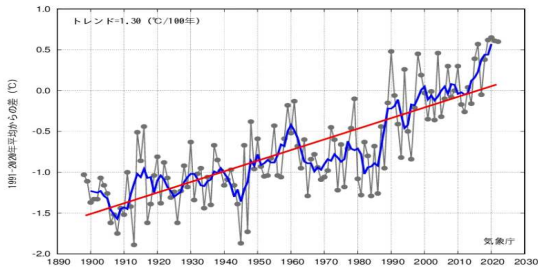
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

| | 自然災害 | 熱中症 |
|-------|------|--------|
| 2017年 | 129人 | 635人 |
| 2018年 | 452人 | 1,581人 |
| 2019年 | 159人 | 1,224人 |
| 2020年 | 128人 | 1,528人 |
| 2021年 | 150人 | 755人 |
| 2022年 | 26人 | 1,477人 |

出典：令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



出典：気象庁 日本の年平均気温

細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差
 太線（青）：偏差の5年移動平均値
 直線（赤）：長期変化傾向
 基準値は1991～2020年の30年平均値。

■ 主な改正内容

| | 現状 | 気候変動適応法の改正により措置 |
|-------|--|---|
| 国の対策 | <ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） <small>（関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）</small> | <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策実行計画として法定の間議決定計画に格上げ → 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 <small>※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ</small> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） <small>※本格実施は令和3年から</small> | <ul style="list-style-type: none"> 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） → 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に |
| アラート | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） → 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底 |
| 地域の対策 | | |
| | | |

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

＜施行期日＞

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日（令和5年6月1日）
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日（令和6年4月1日）

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

1. 政府による熱中症対策実行計画の策定

【第1条関係】気候変動適応法第16条

- ◆ **政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（熱中症対策実行計画）を定めなければならない。**
- ◆ **環境大臣は、熱中症対策実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。**

※熱中症対策：気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

現行

環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁の担当部局長)において、熱中症対策行動計画を策定(法の位置づけなし)

※関係府省庁：内閣官房、内閣府(防災担当)、子ども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省

※熱中症対策行動計画：令和3年3月策定(令和4年4月改定)

改正後

熱中症対策実行計画として**法定の閣議決定計画に格上げ**

→関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に、**政府一体となった熱中症対策を推進**

- 例)
- ・熱中症予防に関する普及啓発
 - ・一般住宅や公共施設等におけるエアコンの普及促進
 - ・施設管理者(学校、スポーツ施設、事業所等)が行う熱中症対策の促進

熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

目標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。
（※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

2. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知

【第1条関係】気候変動適応法第18条及び第19条

【熱中症警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間及び地域を明らかにして、被害発生を警戒すべき旨の情報を発表し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

【熱中症特別警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間、地域等を明らかにして、被害発生を特に警戒すべき旨の情報を発表し、都道府県知事に通知し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
- ◆ 都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

現行

環境省・気象庁にて、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から

令和5年度の実績（全国）

発表地域：58地域/58地域
発表日数：64日/183日
延べ発表回数：1,232回
※4/26～10/25

（参考）令和4年度の実績

発表地域：46地域/58地域
発表日数：85日/183日
延べ発表回数：889回
※4/27～10/26

改正後

現行の熱中症警戒アラートを**熱中症警戒情報**として法に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設

→法定化により、他の措置とも連動した、**より強力かつ確実な熱中症対策が可能に。**

熱中症特別警戒情報と熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）について

| | 熱中症特別警戒情報 | 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報） |
|------------------|---|---|
| 一般名称 | 熱中症特別警戒アラート | 熱中症警戒アラート |
| 発表される状況・位置づけ、対策等 | <p>気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 （熱波が都道府県の域を超えて広域に発生し、過去に例のない危険な暑さとなり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況） ⇒ 自助を原則として、個々人が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援 →熱中症特別警戒情報が発表される際には、指定暑熱避難施設が開放</p> | <p>気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 （熱中症搬送者が大量に発生する可能性がある状況） ⇒ 熱中症の危険性に対する「気づき」を促す（自助として、個々人が予防行動を実践） ※熱中症警戒情報が発表されていない場合においても、個々の状況に応じて、適切な熱中症対策が重要</p> |
| 運用 | 環境省＋関係省庁の協力 | 環境省と気象庁 |
| 発表基準 | 都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達する場合 | 府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値、小数点以下四捨五入）に達する場合 |
| 発表のタイミング | 前日午前10時頃時点における翌日の予測値で判断し、前日午後2時頃に発表 | 前日午後5時頃及び当日午前5時頃時点における予測値を基に発表 |
| 地域単位 | 都道府県単位 | 府県予報区等 |
| 伝達方法 | 環境省（メイン）：ホームページ、事務連絡（新規）、報道発表（新規）等 関係省庁（サブ）：様々なルートやツールを通じて呼びかけ（例：気象情報（アデス）※※※） | 環境省（メイン）：ホームページ等 気象庁（サブ）：気象情報（アデス）等 |

※自然的社会的状況に関する発表基準として、上記以外に、定量的な基準その他の一定の要件を満たせば機械的に発表の判断ができる基準を設ける予定（関係省庁と協力の上、令和6年4月の法施行以降も引き続き議論を継続して取りまとめを目指す。）

※※運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等をみながら、改正適応法施行の令和6年春以降も引き続き検討の継続を行う。

※※※例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

熱中症特別警戒情報の発表について

(1) 名称について

- 令和3年度から「熱中症警戒アラート」として全国運用開始し、令和3、4年度においても、約7割以上と比較的高い認知度であり、令和5年度「熱中症警戒アラート」を法的に「熱中症警戒情報」として位置づけられた。
- 令和6年度以降も、一般名称として、「熱中症警戒アラート」を活用する。**
「熱中症警戒アラート」と同じく認知されやすいと考えられることから、**「熱中症特別警戒情報」は「熱中症特別警戒アラート」を活用する。**

(2) 発表基準について

- 熱波は都道府県の域を超えて広域に発生するため、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数（WBGT）35に達する場合は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある。

これらを踏まえ、

『都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35※（予測値）に達する場合に発表する。』

※暑さ指数（WBGT）は、現行アラート同様、四捨五入した値

熱中症特別警戒情報の発表について

(3) 地域単位について

熱波は広域性であること、発表単位の地域内全てに指定暑熱避難施設の開放義務がかかることから、『**都道府県単位**』とする。

(参考)

○現行の熱中症警戒アラートは、『府県予報区』等单位において発表されているが、都道府県内をブロック化することや、市町村単位にすることも考えられるが、

- ・熱波は都道府県の域を超えて広域に発生する。
- ・暑さ指数の算出の要素となる気温等のデータについては、平地と山の上など（暑さ指数では海沿いも）地形の影響など設置環境の影響を大きく受けるため、細分化することにより、ある地点の暑さ指数と発表の単位全体の傾向がより乖離する可能性が高い。
- ・都道府県から市町村への連絡体制や伝達をするシステムを含め新たな導入コストがかかるおそれがあり、令和6年度春の施行には、自治体において、必要な予算や準備が間に合わない懸念がある。

○このため、熱中症特別警戒情報の対象となる地域の単位は、令和6年度の施行の段階では、都道府県単位とする。

※運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、令和6年度法施行以降も引き続き検討を行う。

(4) (2) 以外の自然的社会的状況に関する発表基準

- 定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準として活用可能と想定される、暑さ指数、停電戸数、断水戸数の情報を基に自然的社会的状況に関する発表基準とする。
- 引き続き令和6年度4月以降も、暑さ指数、停電戸数、断水戸数の情報と健康影響の関係について情報収集を行い、自然的社会的状況に関する発表基準の検討を行う。**

熱中症特別警戒情報の発表について

(5) 運用期間

- 5月の連休に合わせて運用開始することにより、熱中症の発症のリスクが高まる5月※に向けて効果的な熱中症予防行動を促すことが可能と考えられることから、また、めりはりが大切であることから、運用期間を年の半分として、熱中症特別警戒情報、熱中症警戒情報の運用期間について、4月第4水曜日～10月第4水曜日※※とする。
- なお、令和5年度までの実績では、熱中症警戒アラートの最早日は、沖縄県において、令和3年における5月12日（大東島地方）であるが、今後地球温暖化の影響で、早期の注意が必要な可能性があるため、4月1日からの運用等については引き続き令和6年度以降も検討を行う。

※熱中症は、例年、梅雨入り前の5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向
「熱中症環境保健マニュアル 2022」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

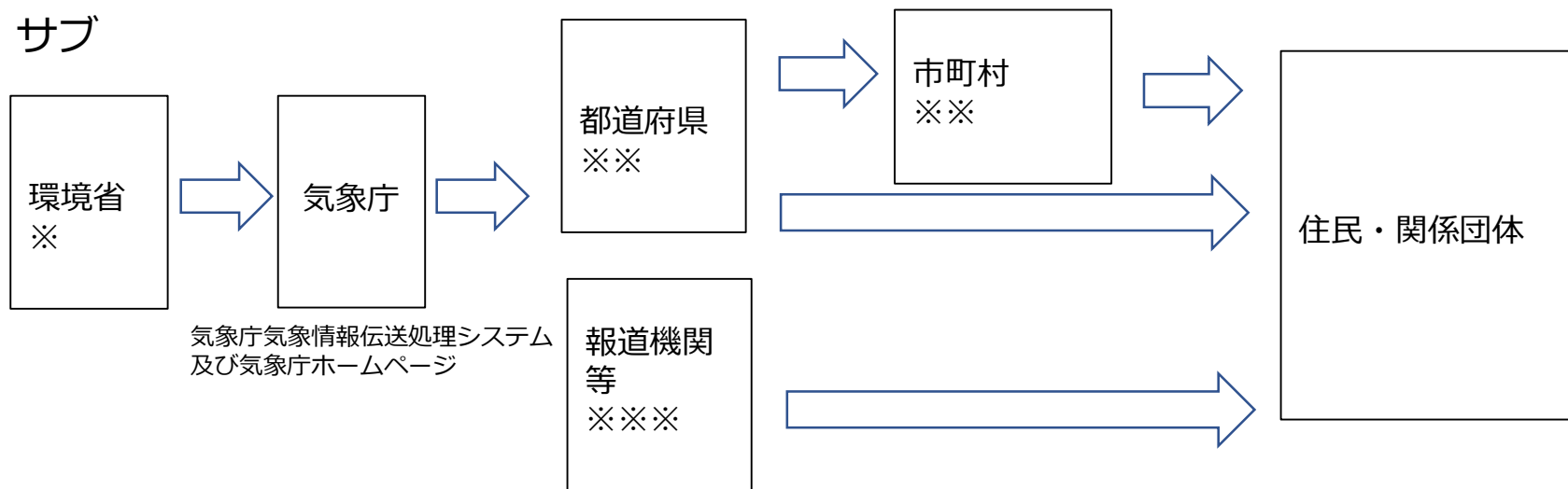
※※令和3年度：4月28日（水）～10月27日（水）
令和4年度：4月27日（水）～10月26日（水）
令和5年度：4月26日（水）～10月25日（水）
令和6年度：4月24日（水）～10月23日（水）（予定）

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の主な伝達経路

メイン



サブ



※環境省・気象庁の共同発表

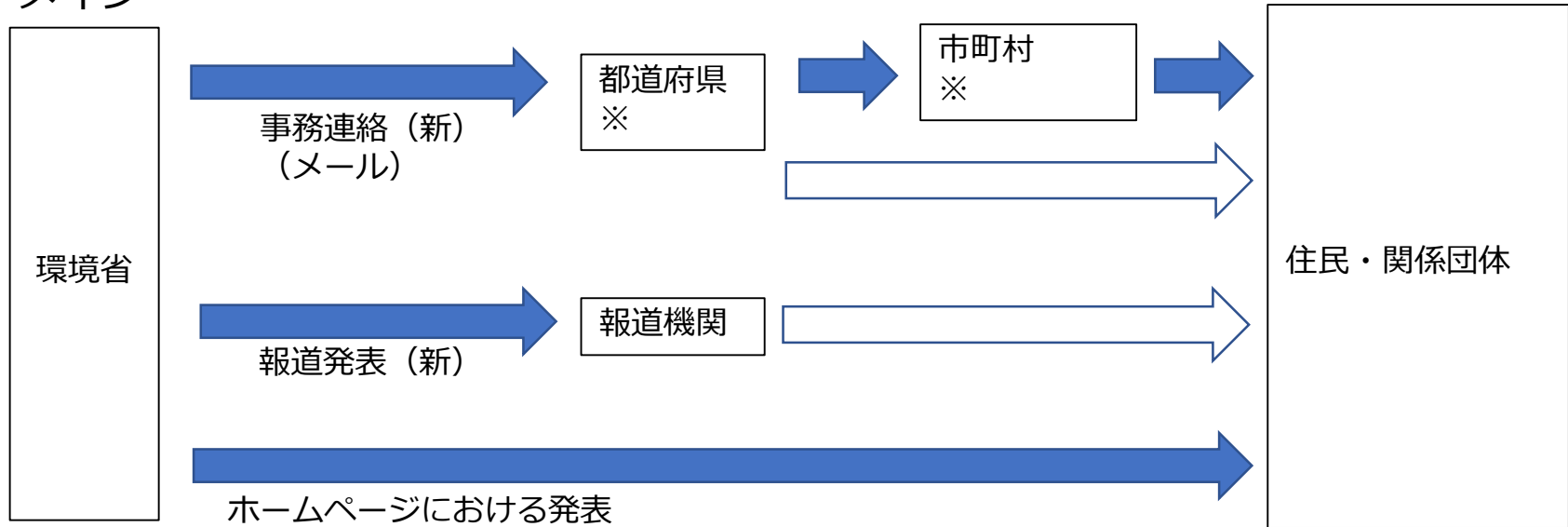
※※都道府県・市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能

例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等

※※※民間気象業務支援センターを通じて配信

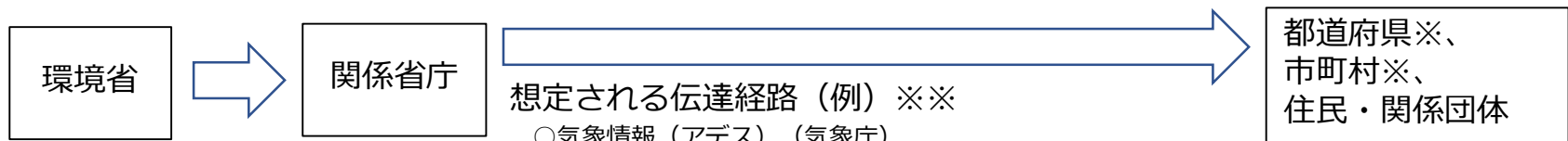
熱中症特別警戒情報の主な伝達経路

メイン



青矢印：法律に基づく情報の流れ

サブ



周知協力依頼

想定される伝達経路(例) ※※

- 気象情報(アデス)(気象庁)
- 事務連絡(内閣官房、内閣府(防災担当)、子ども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁)
- X(旧Twitter)(厚生労働省、国土交通省、子ども家庭庁)

※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能

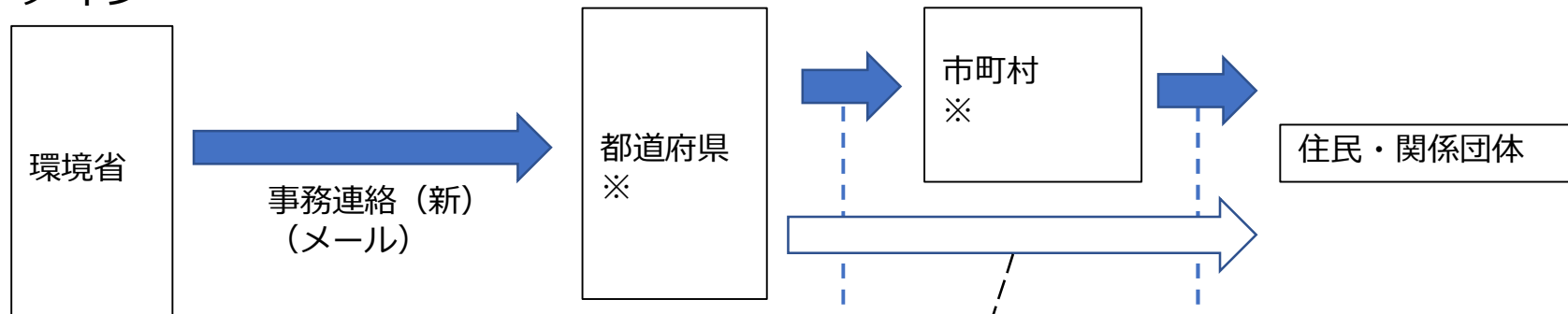
例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等

※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。

例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

熱中症特別警戒情報について都道府県、市町村において 活用が想定される伝達経路①

メイン



青矢印：法律に基づく情報の流れ

- 防災情報伝達システム
- 都道府県防災行政無線
- メール（例：埼玉県）

- メール
- 公式SNS（例：富山県、岩手県、栃木県、大阪府、福井県）

- メール（例：熊谷市、川崎市、多治見市、墨田区、新潟市、相模原市、世田谷区、鳥取市）
- 市町村防災行政無線（同報系）（例：熊谷市、多治見市、相模原市）
- 声かけ（例：吹田市（令和4年度時点））
- 巡回広報（例：熊谷市）
- 回覧
- ケーブルテレビ（例：熊谷市）
- 公式SNS（例：南魚沼市、札幌市、世田谷区、川崎市、新潟市）

想定される伝達経路（例）

※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能
 例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等
 注：事例として取り上げている例は、法施行前の事例をまとめたものであり、現行の熱中症警戒アラートの取組例である。

熱中症特別警戒情報について都道府県、市町村において 活用が想定される伝達経路②

サブ



周知協力依頼

想定される伝達経路（例）※※

- 気象情報（アデス）（気象庁）
- 事務連絡（内閣官房、内閣府（防災担当）、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁）
- X（旧Twitter）（厚生労働省、国土交通省、こども家庭庁）

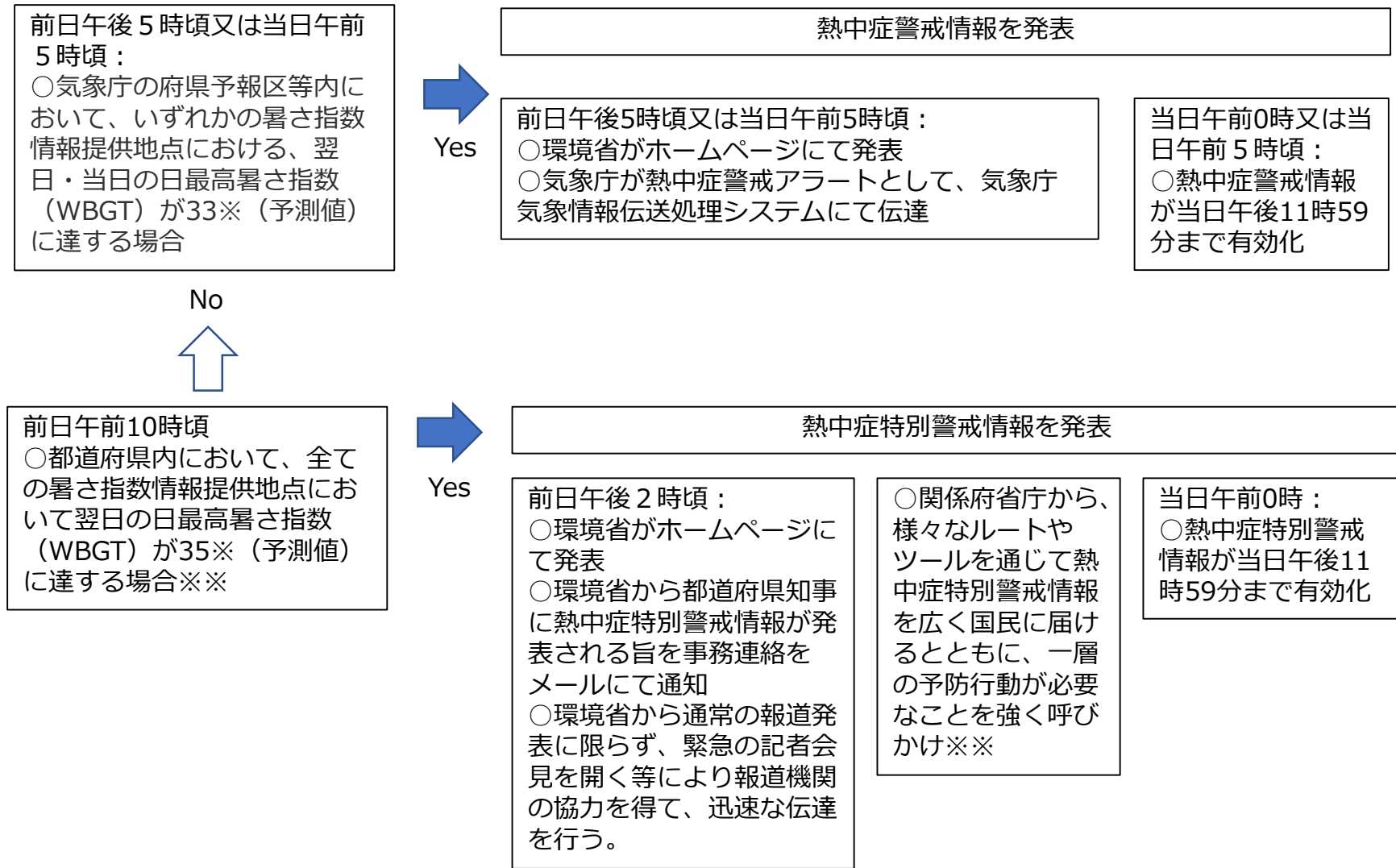
※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能（前ページも参照）

例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等

※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。

例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

熱中症特別警戒情報等のフローチャート



※四捨五入した暑さ指数

※※例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

※※※自然的社会的状況に関する発表基準として、上記以外に、定量的な基準その他の一定の要件を満たせば機械的に発表の判断ができる基準を設ける予定（関係省庁と協力の上、令和6年4月の法施行以降も引き続き議論を継続して取りまとめを目指す。）

(参考) 過去に例のない危険な暑さについて

暑さ指数情報提供約840地点

○2012～2021年では、都道府県内において、**全ての暑さ指数情報提供地点における日最高暑さ指数（WBGT）の最低値の過去最高値は34で、2020年8月11日の埼玉県であった。**

※暑さ指数（WBGT）は四捨五入した値。2012年以降に追加となった地点がある。

2020年8月11日の埼玉県内観測地点の日最高暑さ指数（WBGT）

| 観測地点名 | 寄居 | 熊谷 | 久喜 | 秩父 | 鳩山 | さいたま | 越谷 | 所沢 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 暑さ指数（WBGT） | 33.9 | 33.7 | 35.0 | 33.6 | 34.2 | 34.7 | 35.0 | 34.2 |



埼玉県観測所8地点位置図

(令和4年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務報告書から作成)

➡ **暑さ指数（WBGT）35は、過去に例のない危険な暑さ**

(参考) 健康影響との関係について (海外の例 (カナダ) について)

○2021年において、ブリティッシュ・コロンビア州 (BC州) において、熱中症の死者が増加し始めた6月27日 (mortality: 56人/day (人口10万人当たり1.1人/day (56人/day÷5,193,686 (BC州の人口) ×10万人)、日本の人口当たり約1,388人) におけるリットンの暑さ指数 (WBGT) は、34.9と推計

Extreme Heat and Human Mortality: A Review of Heat-Related Deaths in B.C. in Summer 2021

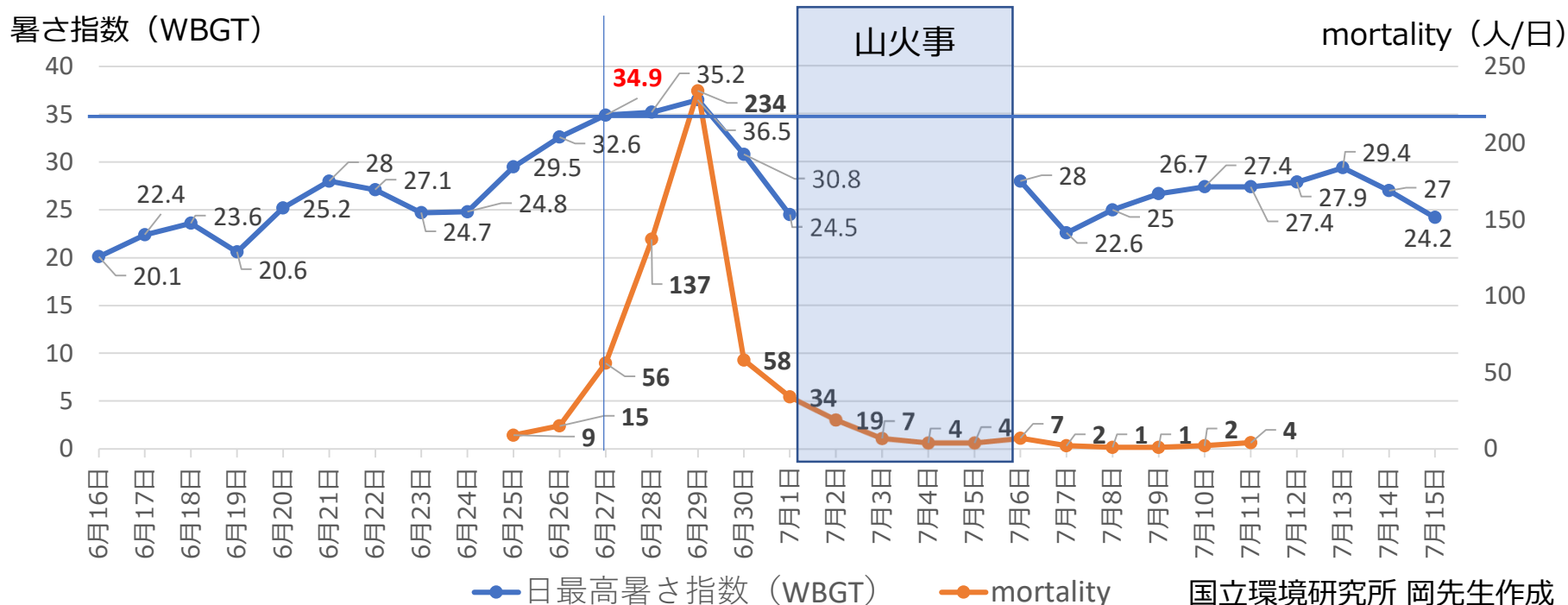
https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf

Population estimates, quarterly (2021) (2023年6月30日時点)

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901&cubeTimeFrame.startMonth=01&cubeTimeFrame.startYear=2021&cubeTimeFrame.endMonth=10&cubeTimeFrame.endYear=2021&referencePeriods=20210101%2C20211001>

「令和2年国勢調査 (総務省)」 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf

○リットン (2021年) の暑さ指数 (WBGT) とBC州のmortality



➡ **暑さ指数 (WBGT) 35は、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある (熱中症の死者が増加するおそれがある)。**

**(参考) 公開情報、関係省庁情報（プッシュ型）の参考情報
（広域停電等）の関係省庁へのヒアリング結果等**

| 項目 | 関係省庁等 | 具体的な参考情報等について | プッシュ型等によるリアルタイムの情報提供等 |
|----------------------------|--------------------------------|--|---|
| 顕著な高温が予測 | 環境省 ※気象庁の情報を 基に算出 | 予測は暑さ指数（℃）により定量的な情報が収集可能 | 可能（毎日） |
| 広域的に顕著な高温（気温）の持続が予測 | 気象庁 | 予測は気温（℃）により定量的な情報が収集可能 | 可能（毎日） |
| 搬送困難事例が生じている・生じるおそれのある状況 | 消防庁 | 熱中症による救急搬送者数（人）は定量的な情報が収集可能だが、熱中症による搬送困難事例の発生状況等の定量的な情報収集は困難 | 困難（毎週） |
| 広域停電 | 経済産業省 | 停電戸数（戸）により定量的な情報が収集可能 | 可能（毎日） |
| 水資源不足が生じている状況 | 厚生労働省（令和6年度以降は国土交通省） | 断水戸数（戸）により定量的な情報が収集可能 | 断水発生時（自然災害による断水もしくは道路工事等に伴う管破損による100戸以上の断水等） |
| 時期・地域差 | 環境省 | 時期・地域差における、暑熱順化の程度については定性的情報に留まる。 | 困難 |
| エアコンの普及率 | 内閣府 | ブロック単位の普及率（%）により定量的な情報が収集可能も、健康影響との関係では定量的な評価に変換のエビデンスが不足 | 困難（年に1回（毎年3月）） |
| 医療供給体制 | 厚生労働省 | 医療供給体制の状況について定量的な情報収集は困難 | 困難 |
| 高齢者の状況 | 厚生労働省 | 高齢者の状況について定量的な情報収集は困難 | 困難 |
| こどもの状況 | 文部科学省、こども家庭庁 | こどもの状況について定量的な情報収集は困難 | 困難 |

3. 指定暑熱避難施設制度の創設

【第1条関係】 気候変動適応法第21条

- ◆ **市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。**
- ◆ 指定暑熱避難施設の管理者は、**熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、指定暑熱避難施設を開放**しなければならない。

※指定暑熱避難施設は、あらかじめ公表される「開放することができる日及び時間帯」において開放されることとなる。

現行

国内での取組は限定的（海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められている）

※米国疾病予防管理センター（CDC）からは、クーリングシェルターは熱中症予防のために有効な対策の一つであり、冷房の効いた施設で体温を適切に保つことは熱中症による死亡者数等を下げるものとの報告がなされている。



改正後

市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定できることとする。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放

→暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止

指定暑熱避難施設の概要

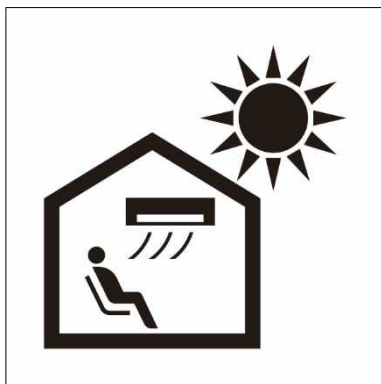
| | |
|----------------------------|--|
| <p>法令上の位置づけ</p> | <p>(1) 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。</p> <p>(2) 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(3) 市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。</p> <p>(4) 市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。</p> <p>(5) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。</p> <p>(6) 市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表する義務がある。</p> |
| <p>必ず備えるべき最低限の基準</p> | <p>指定暑熱避難施設の指定基準としては、次の事項とする。</p> <p>(1) 適当な冷房設備を有すること（改正気候変動適応法第21条第1項第1号）、</p> <p>(2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること（改正気候変動適応法第21条第1項第2号）</p> <p>(3) 当該施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（気候変動適応法施行規則第4条）</p> <p>なお、当該基準は、既に冷房設備が整っている施設の活用を官民間問わず幅広く認めることにより、取組を後押しする趣旨で最低限の基準とするものである。従って、地方公共団体がそれぞれ、地域の実情に照らして、個別に必要とされる事項を定めても差し支えない。</p> |
| <p>民間施設等の指定に係る協定に定める事項</p> | <p>市町村以外の者が管理する施設（民間施設等）を指定暑熱避難施設として指定する場合、市町村長と当該指定暑熱避難施設の管理者との間において締結する基本的な協定事項は、次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の目的となる指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放可能日及び時間帯、受入可能人数（改正気候変動適応法第21条第3項） ・施設の管理に関する事項、協定の有効期間その他必要な事項（気候変動適応法施行規則第5条） |
| <p>その他</p> | <p>地方公共団体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、施設へのアクセス方法、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準とはしない。地方公共団体が指定・設置、運営に当たり参考となる事例等については、別途「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」で示しており、地域の実情に合わせて積極的な活用が望まれる。</p> |

指定暑熱避難施設の一般名称、クーリングシェルター・マークについて

○指定暑熱避難施設について、広く認知されやすいように一般名称は、クーリングシェルターとする。

○住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、下記のクーリングシェルター・マーク等を定める。

クーリングシェルター・マーク



(参考) ロゴマーク



※商標としては、左のデザインとして環境省が登録
各使用者の使用状況に応じて、右の例を参考に色については可変可能です。
適宜ロゴマークも活用してください。

指定暑熱避難施設の名称、所在地等の公表について

○市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。

○さらに、**市町村に加え、都道府県においても積極的に情報を収集の上、住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、ウェブサイト上に地図とともにわかりやすい形で下記の例のように公表することが望まれることを「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」に示し、アクセスのし易さの向上を図る。**



ひと涼みスポットマップ

| 施設名 | 住所 |
|-------------------------|--------------|
| 1 千代田区役所 | 九段南1-2-1 |
| 2 麹町出張所・区民館 | 麹町2-8 |
| 3 富士見出張所・区民館 | 富士見1-6-7 |
| 4 神保町出張所・区民館 | 神田神保町2-40 |
| 5 神田公園出張所・区民館 | 神田町町2-2 |
| 6 万世橋出張所・区民館 | 外神田1-1-13 |
| 7 和泉橋出張所・区民館 | 神田佐久間町1-11-7 |
| 8 障害者福祉センターみふろ | 神田駿河台2-5 |
| 9 千代田区障害者よるず相談 | 一ツ橋1-1-1 |
| 10 MOFCA | パレスサイドビル1階 |
| 11 高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ | 九段南1-6-10 |
| 12 いきいきプラザ一番町 | 一番町12 |
| 13 シロール神田佐久間町 | 神田佐久間町3-16-6 |
| 14 シロール麹町 | 麹町2-14-3 |
| 15 ちまたパークサイドプラザ | 神田和泉町1 |
| 16 ちまたプラットフォーム | 神田錦町3-21 |
| 17 スクウェア | 神田錦町3-21 |
| 18 千代田保健所 | 九段北1-2-14 |
| 19 千代田区立スポーツセンター | 内神田2-1-8 |
| 20 九段生涯学習館 | 九段南1-5-10 |
| 21 四番町図書館 | 三番町14-7 |
| 22 昌平まちかど図書館 | 外神田3-4-7 |
| 23 神田まちかど図書館 | 神田町町2-16 |
| 24 日比谷図書館文化館 | 日比谷公園1-4 |

| 施設名 | 住所 |
|-------------------------|---------------------------|
| 25 千代田区観光案内所 | 九段南1-6-17 |
| 26 お茶ナビゲート | 神田駿河台4-6 御茶ノ水ラシティ地下1階 |
| 27 TIC TOKYO | 丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館1階 |
| 28 コカラファイン薬局 飯田橋店 | 飯田橋3-10-9 アイガーデンチラス1階 |
| 29 コカラファイン薬局 神保町店 | 神田神保町2-9 神田神保町メディカールモビル1階 |
| 30 コカラファイン 市ヶ谷駅前店 | 五番町1-10 |
| 31 コカラファイン 神田神保町店 | 神田神保町1-11-1 DSM神保町ビル1階 |
| 32 東京シティアイ 観光情報センター | 丸の内2-7-2 KITTE 地下1階 |
| 33 法政大学 一口坂校舎 情報発信スペース | 九段北3-2-8 |
| 34 アップル薬局 六番町店 | 六番町7 金澤ビル1F |
| 35 いけた薬局 駅前店 | 五番町3-1 五番町ランドビル1階 |
| 36 半蔵門ランナースタテライト JOGLIS | 麹町1-7 FMセンター地下1階 |
| 37 森が楽郵便局 | 森が楽1-2-1 |
| 38 小川町郵便局 | 神田小川町3-22 |

【ひと涼みスポット協力団体】

※地図は法施行前であり、指定暑熱避難施設ではない。

(解説) 必ず備えるべき最低限の基準の具体的な解説は以下のとおり。

(1) 適当な冷房設備について

- 定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備

(2) 必要かつ適切な空間について

- 指定暑熱避難施設の大きさではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること（例：指定暑熱避難施設として一定程度の定量的な面積が確保されているのではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数が10人であれば10人が、5人であれば5人が、地域や指定暑熱避難施設の状況に応じて、同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。）

(解説) 民間施設等の指定に係る協定に定める事項に関する具体的な解説は以下のとおり。

(1) 受入可能人数について

- 一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保される以上に、受け入れ可能人数を設定しないこと。なお、実際の運用に当たっては、地域や施設、気象状況に応じて、一時的に受入可能人数を超えて滞在することも想定される。

(2) 当該施設の管理に関する事項について

- 管理に関する事項について、具体的には、施設内の具体的な開放場所、構造、運営に係る役割等に関する内容などが想定される。

(参考) クーリングシェルターの国内外の事例

【国内事例】

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市
(令和元年撮影)

➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設(地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等)



写真提供：品川区

【海外事例】

➤ カナダの事例(2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績)

○バンクーバー市

市内10か所(図書館、公民館)で運営

運営主体：バンクーバー市危機管理部門

○カムループス市

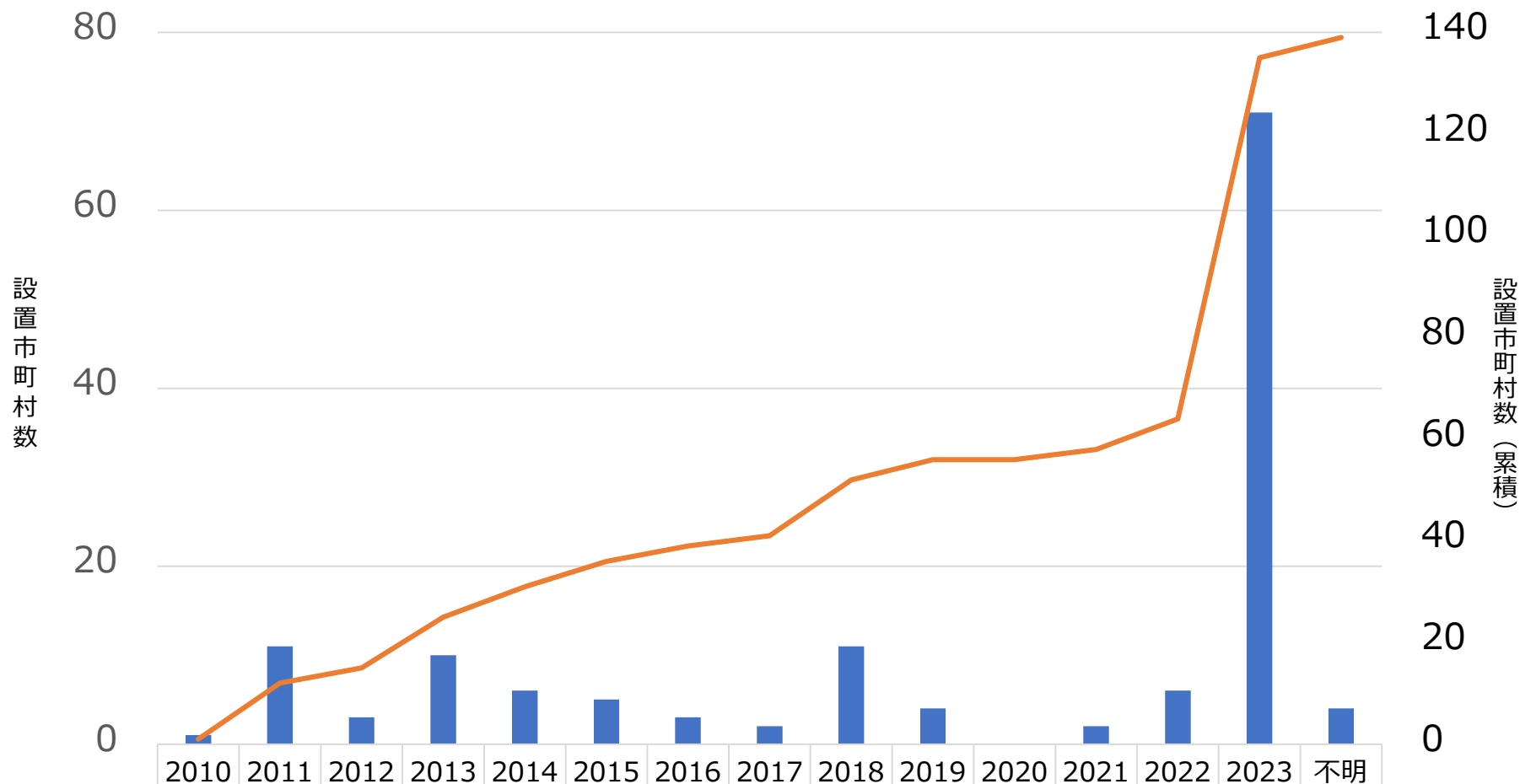
アイスホッケーリンク(写真)を12時~20時まで開設。

2021年は350人が利用。



法施行前におけるクーリングシェルターの運用開始した市町村数の推移

n=139市区町村（開示に同意かつクーリングシェルター※を設置）



| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 不明 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 設置市町村数 | 1 | 11 | 3 | 10 | 6 | 5 | 3 | 2 | 11 | 4 | 0 | 2 | 6 | 71 | 4 |
| 設置市町村数 (累積) | 1 | 12 | 15 | 25 | 31 | 36 | 39 | 41 | 52 | 56 | 56 | 58 | 64 | 135 | 139 |

■ 設置市町村数 — 設置市町村数 (累積)

1,922市区町村を対象に「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」においてWEB回答より作成（令和5年12月時点の情報。なお1,725市区町村は未回答又は開示に不同意）
 ※暑さをしのぐための場所・施設

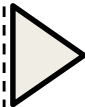
4. 熱中症対策普及団体の指定

【第1条関係】 気候変動適応法第23条及び第30条

- ◆ **市町村長は、NPO法人等の民間団体**であって、以下の事業を適正かつ確実にを行う者を、**熱中症対策普及団体として指定することができる。**
 - ①熱中症対策について、事業者及び住民に対する**普及啓発**を行うこと。
 - ②熱中症対策について、住民からの相談に応じ、**必要な助言**を行うこと。
- ◆ 熱中症対策普及団体は、地域住民の生活実態を踏まえた事業を行うことから、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない。**(罰則：30万円以下の罰金)

現行

独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う**自治体職員等が不足**



改正後

市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等（NPO等）を**熱中症対策普及団体**として指定できることとする。

→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者（高齢者等）の熱中症予防行動を徹底

指定を受けることができる団体※

- 一般社団法人及び一般財団法人※※
- 特定非営利活動法人
- 社会福祉法人※※※
- 会社
: 会社法上の会社、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

※改正気候変動適応法第23条第1項及び気候変動適応法施行規則第6条

※※一般社団法人には公益社団法人を、一般財団法人には公益財団法人を含む。

※※※なお、学校法人や医療法人が熱中症対策普及事業を行うことは、現時点では想定していない。

熱中症対策普及団体の概要②

| | |
|-------------------------|---|
| <p>法律上の位置づけ</p> | <p>(1) 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人を、その申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる。</p> <p>(2) 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。</p> <p>(3) 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(4) 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 ※（４）の規程に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p> |
| <p>指定基準</p> | <p>熱中症対策普及団体の指定基準としては、次の事項とする。</p> <p>(1) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること（後述のとおり）。</p> <p>(3) 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(4) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。（改正気候変動適応法第23条第1項）</p> |
| <p>申請書の記載事項及び添付する書類</p> | <p>記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称及び住所並びに代表者の氏名、事務所の名称及び所在地 <p>添付する書類は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面、熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面、資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面、個人に関する情報の適正な取扱いについての実施要領、個人に関する情報の適正な取扱いについての計画を記載した書類 <p style="text-align: right;">（気候変動適応法施行規則第7条）</p> |
| <p>普及団体が実施する事業</p> | <p>(1) 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。</p> <p>(2) 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（改正気候変動適応法第23条第3項）</p> |
| <p>個人に関する情報の取扱い</p> | <p>個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置は以下のとおり。</p> <p>(1) 普及団体は、個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。</p> <p>(2) 個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">（気候変動適応法施行規則第9条）</p> |

(参考) 熱中症対策に係る地域の民間団体の活動事例

NPO法人・社会福祉法人等



- 在宅訪問を行い、居住者の状況や体調を確認する等熱中症予防に関する声かけ・見守りを実施
- 高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施

民間企業

- 自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強力にサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

一般社団法人

- 熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催

令和6年度に環境再生保全機構(ERCA)が新たに担う業務（その1）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律にて令和6年4月1日から熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析等や、地域における熱中症対策推進に関する情報の提供等をERCAの業務に追加

（1）熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等

- 都道府県内において、**全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35※（予測値）に達する場合**
※原則、前日10時時点における翌日の小数点以下を四捨五入した予測値で判断し、前日14時に発表
- それ以外の場合：**自然的社会的状況に関する発表基準**とする方向

⇒そのため、

- ERCAにおいて、自然的社会的状況に関する情報として、**暑さ指数（熱中症警戒アラートの運用期間外を含む。）**、**停電戸数**、**断水戸数**の情報とそれらの健康影響の関係等の情報収集を実施
- その情報は、今後の熱中症対策推進検討会の議論や環境省の熱中症特別警戒情報等の発表に活用される予定

令和6年度に環境再生保全機構(ERCA)が新たに担う業務（その2）

（2）地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修

① 地域モデル事業

- 熱中症対策として取組が進んでいない分野、地域について**地域モデル事業を推進**。
特に新制度に関連する優良事例の蓄積をはかるとともに、可及的速やかに全国の地方自治体に対する水平展開を行う。

<想定される地域モデル事業例>

- 熱中症特別警戒情報等の通知・伝達に関するもの
- 指定暑熱避難施設等**の指定・拡大に関するもの
- 熱中症対策普及団体**の指定・連携に関するもの

令和6年度に環境再生保全機構(ERCA)が新たに担う業務（その3）

（2）地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修

② 研修事業

○想定される研修形式

| | | |
|---|----------------|---|
| ア | 地域対面研修 | 熱中症対策に係る ワークショップ形式 の実習型研修 (死亡者数等の熱中症リスクが高い地域を優先。 3年間で47都道府県を一巡予定。) |
| イ | オンライン研修 | ワークショップ研修に参加できない者に対して、当該 研修の講義内容に準じた内容をオンライン研修として 配信 |
| ウ | eラーニング | 熱中症や法制度に関する基礎的な内容を配信 |

○想定される研修内容

- ・ 住民及び関係団体への伝達等警戒情報に関すること
(気候変動適応法第18条、第19条)
- ・ 指定暑熱避難施設の指定、運営に関すること (気候変動適応法第21条、第22条)
- ・ 熱中症対策普及団体に関すること (気候変動適応法第23条)
- ・ 地域における熱中症対策に関すること
(独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第12号)

熱中症対策の一層の強化に関する地方自治体への協力依頼

熱中症対策の一層の強化のための気候変動適応法改正の内容・趣旨につき、すべての関係府省庁から地方自治体の関係部局へそれぞれ協力を要請する事務連絡を発出。

➤ 事務連絡「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」

- ・発出時期：6月23日～7月前半 ※府省庁ごとに異なる。
- ・関係府省庁：内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省

【事務連絡の主な内容】

地方公共団体における庁内体制・連携強化等

地域における熱中症対策の強化のためには、地方自治体を中心とした住民への見守り・声かけといった直接的な働きかけや対策が有効。こうした取組を実施するため、地方自治体において以下の対応が必要。

（１）熱中症対策強化のための庁内体制の確立

熱中症対策は地方自治体内の多くの関係部署にまたがる。首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、庁内の取りまとめの部局を定める等、庁内の連携・協力体制整備が不可欠。

（２）全ての関係部局の取組の推進

一部の部局のみならず、地方自治体内のすべての関係部局が連携して対策を進めていくことが重要。

（３）改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

改正気候変動適応法の全面施行に向けて、新たな追加された事務の対応に向けた準備の検討を進めることが必要。

熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

高齢者等の住民に対して、政府作成のポスターやリーフレットを活用し、エアコンの適切な利用等、積極的な熱中症予防行動等の呼びかけを行っていただくことが重要。